

改正概要説明書

国名：カナダ

法令名：特許規則

改正情報：2018年8月19日版(2018年6月25日改正)

改正概要：

1. 1996年10月1日以後の出願日を有する特許出願に関する、特許法第29条廃止に伴う改正

- ・特許法第29条を適用した代理人を選定する規則(第78条)の廃止
- ・PCT国内段階出願以外の出願の完了に必要な要件に関して、特許法第29条を適用した代理人を選定する規則(第94条(2)(b)(ii)(I))の廃止。
- ・PCT国内段階出願の完了に必要な要件に関して、特許法第29条を適用した代理人を選定する規則(第94条(3)(b)(iv))の廃止。

2. 1996年10月1日以後の出願日を有する特許出願に関して、複数の手続不履行により放棄された出願の回復手続の改正

複数の手続不履行により放棄された出願の回復手続について、単一の回復手続の請求による一括回復の規則が追加された(第98条(1.1))。

3. 1989年10月1日～1996年9月30日の期間内の出願日を有する出願に関する、特許法第29条廃止に伴う改正

PCT国内段階出願以外の出願に対するみなし放棄を回避するために提出される情報の内、特許法第29条により要求される代理人選定に関する情報を削除した(第148条(1)(d))。

4. 1989年10月1日～1996年9月30日の期間内の出願日を有する出願に関して、複数の手続不履行により放棄された出願の回復手続の改正

複数の手続不履行により放棄された出願の回復手続について、単一の回復手続の請求による一括回復の規則が追加された(第152条(1.1))。

改正内容：

・第78条

1996年10月1日以後の出願日を有する特許出願に関して、特許法第29条(カナダに居住しない又はカナダで営業活動していない出願人の代理人選定)の廃止に伴って廃止された。

・第94条

1996年10月1日以後の出願日を有する特許出願に関して、特許法第29条(カナダに居住しない又はカナダで営業活動していない出願人の代理人選定)の廃止に伴って廃止された((2)(b)(ii)(I), (3)(b)(iv))。

・第 98 条

1996 年 10 月 1 日以後の出願日を有する特許出願に関して、複数の手続不履行により放棄された出願の回復手続について、単一の回復手続の請求による一括回復の規則が追加された(1.1)

・第 148 条

1989 年 10 月 1 日～1996 年 9 月 30 日の期間内の出願日を有する出願に関して、PCT 国内段階出願以外の出願に対するみなし放棄を回避するために提出される情報の内、特許法第 29 条により要求される代理人選定に関する情報については、当該特許法第 29 条の廃止により削除された(1)(d))。

・第 152 条

1989 年 10 月 1 日～1996 年 9 月 30 日の期間内の出願日を有する出願に関して、複数の手続不履行により放棄された出願の回復手続について、単一の回復手続の請求による一括回復の規則が追加された(1.1)。